

ぎふ性能表示材品質・性能表示規格に関する規定

平成22年6月9日施行

平成22年7月28日一部改正

平成22年11月2日一部改正

平成28年2月15日一部改正

(目的)

第1 この規定は、ぎふ性能表示材の品質・性能表示規格に関する必要な事項を定め、品質・性能基準を明確にすることにより、ぎふ性能表示材の適正かつ安定的な供給体制の整備に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この規定における用語の定義は、日本農林規格、日本工業規格及びA Q認証に準ずる。

2 「ぎふ性能表示材」とは、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付け県流第463号林政部長通知）により管理された「ぎふ証明材」を利用し、第3及び第4の規定に従い生産された製品をいう。

(対象品目)

第3 ぎふ性能表示材の認証対象品目は別記1による。

(規格)

第4 ぎふ性能表示材品質・性能表示規格は、別記2による。

附 則

この規定は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年11月2日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年2月15日から施行する。

別記 1

認証対象品目

針葉樹構造用製材

- 1 - 1 甲種（梁・桁等横使い）構造用製材：構造用Ⅰ（甲種構造材Ⅰ）
木口の短辺が36mm未満のもの、及び木口の短辺が36mm以上で、かつ木口の長辺が90mm未満のもの

- 1 - 2 甲種（梁・桁等横使い）構造用製材：構造用Ⅱ（甲種構造材Ⅱ）
木口の短辺が36mm以上で、かつ木口の長辺が90mm以上のもの

- 2 乙種（柱等縦使い）構造用製材（乙種構造材）

内装材

- 3 床、天井、壁等に使用される板材であってスギ、ヒノキ材のもの

別記2

ぎふ性能表示材品質・性能表示規格

1 甲種（梁・桁等横使い）構造用製材

区 分	1-1 構造用 I 木口の短辺が 36mm 未満のもの、及び木口の短辺が 36mm 以上で、かつ木口の長辺が 90mm 未満のもの	1-2 構造用 II 木口の短辺が 36mm 以上で、かつ木口の長辺が 90mm 以上のもの
含水率	未仕上げ材 GD-15 (15%以下) GD-20 (20%以下) GD-25 (25%以下) 仕上げ材 GSD-15 (15%以下) GSD-20 (20%以下)	
曲げ性能	任意とする。 ※区分は別記2-1による。	測定は必須とする。 ただし、土台、大引については任意とする。 ※区分は別記2-1による。
材面の品質	(JAS 目視等級区分構造用製材品質基準2級又は機械等級区分構造用製材品質基準に準ずる)	
節 (曲げ性能を測定しない場合)	径比が40%以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・狭い材面 径比が40%以下であること。 ・広い材面(材縁部) 径比が25%以下であること。 ・広い材面(中央部) 径比が40%以下であること。
(曲げ性能を測定する場合)	径比が70%以下であること。	
集中節 (曲げ性能を測定しない場合)	径比が60%以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・狭い材面 径比が60%以下であること。 ・広い材面(材縁部) 径比が60%以下であること。 ・広い材面(中央部) 径比が60%以下であること。
(曲げ性能を測定する場合)	径比が90%以下であること。	
丸身 (曲げ性能を測定しない場合)	20%以下であること。	同左

合)		
(曲げ性能を測定する場合)	30%以下であること。	
木口貫通割れ (曲げ性能を測定しない場合)	長辺の寸法の1.5倍以下であること。	同左
(曲げ性能を測定する場合)	長辺の寸法の2.0倍以下であること。	
材面貫通割れ (曲げ性能を測定しない場合)	材長の1/6以下であること。	同左
(曲げ性能を測定する場合)	材長の1/3以下であること。	
目まわり (曲げ性能を測定しない場合)	短辺の寸法の1/2以下であること。	同左
(曲げ性能を測定する場合)	利用上支障のないこと。	
繊維走行傾斜比 (曲げ性能を測定しない場合)	1:8以下であること。	同左
(曲げ性能を測定する場合)	特に基準なし。	
平均年輪幅 (曲げ性能を測定しない場合)	8mm以下であること。	同左
(曲げ性能を測定する場合)	特に基準なし。	
腐朽 (曲げ性能を測定しない場合)	① 程度の軽い腐れの面積10%以下であること。	① 程度の軽い腐れの面積10%以下であること。

合)	② 程度の重い腐れがないこと。	② 程度の重い腐れがないこと。 ③ 土台用はないこと。																											
(曲げ性能を測定する場合)	程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の30%以下であって、かつ、程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。ただし、土台用にあっては、腐れがないこと。																												
曲り (曲げ性能を測定しない場合)	軽微なこと。	0.5%以下であること。 ただし仕上げ材にあっては0.2%以下であること。																											
(曲げ性能を測定する場合)	0.5%以下であること。																												
狂いその他 欠点 (曲げ性能を測定しない場合)	顕著でないこと。	同左																											
(曲げ性能を測定する場合)	利用上支障のないこと。																												
寸法	(単位：mm)																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th colspan="2">表示寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木口の短辺及び木口の長辺</td> <td rowspan="2">仕上げ材</td> <td>75 未満</td> <td>+1.0</td> <td>-0</td> </tr> <tr> <td>75 以上</td> <td>+1.5</td> <td>-0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">未仕上げ材</td> <td>75 未満</td> <td>+制限無し</td> <td>-0</td> </tr> <tr> <td>75 以上</td> <td>+制限無し</td> <td>-0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">材 長</td> <td></td> <td>+制限無し</td> <td>-0</td> </tr> </tbody> </table>			区 分			表示寸法との差		木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75 未満	+1.0	-0	75 以上	+1.5	-0		未仕上げ材	75 未満	+制限無し	-0	75 以上	+制限無し	-0	材 長			+制限無し	-0
区 分			表示寸法との差																										
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75 未満	+1.0	-0																									
		75 以上	+1.5	-0																									
	未仕上げ材	75 未満	+制限無し	-0																									
		75 以上	+制限無し	-0																									
材 長			+制限無し	-0																									
材面の美観	表示は任意とする。																												

※この基準の判定は不良面について行う。

※木材には人工乾燥後2週間程度の養生期間を取ることを原則とする。

2 乙種（柱等縦使い）構造用製材

区 分	乙種構造材
含水率	未仕上げ材GD-15（15%以下） GD-20（20%以下） GD-25（25%以下） 仕上げ材 GSD-15（15%以下） GSD-20（20%以下）
曲げ性能	任意とする。 *区分は別記2-1による
材面の品質	（JAS目視等級区分構造用製材品質基準2級又は機械等級区分構造用製材品質基準に準ずる）
節 （曲げ性能を測定しない場合）	径比が40%以下であること。
（曲げ性能を測定する場合）	径比が70%以下であること。
集中節 （曲げ性能を測定しない場合）	径比が60%以下であること。
（曲げ性能を測定する場合）	径比が90%以下であること。
丸身 （曲げ性能を測定しない場合）	丸身20%以下であること。
（曲げ性能を測定する場合）	丸身30%以下であること。
木口貫通割れ （曲げ性能を測定しない場合）	長辺の寸法1.5倍以下であること。
（曲げ性能を測定する場合）	長辺の寸法の2.0倍以下であること。
材面貫通割れ （曲げ性能を測定しない場合）	材長の1/6以下であること。
（曲げ性能を測定する場合）	材長の1/3以下であること。
目まわり （曲げ性能を測定しない場合）	短辺の寸法の1/2以下であること。
（曲げ性能を測定する場合）	利用上支障のないこと。

繊維走行傾斜比 (曲げ性能を測定しない場合)	1 : 8 以下であること。																				
(曲げ性能を測定する場合)	特に基準なし。																				
平均年輪幅 (曲げ性能を測定しない場合)	8 mm 以下であること。																				
(曲げ性能を測定する場合)	特に基準なし。																				
腐朽 (曲げ性能を測定しない場合)	① 程度の軽い腐れの面積 10%以下であること。 ② 程度の重い腐れがないこと。																				
(曲げ性能を測定する場合)	程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 30%以下であって、かつ、程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10%以下であること。																				
曲り (曲げ性能を測定しない場合)	0.5%以下であること。 ただし仕上げ材にあっては 0.2%以下であること。																				
(曲げ性能を測定する場合)	0.5%以下であること。																				
狂いその他欠点 (曲げ性能を測定しない場合)	顕著でないこと。																				
(曲げ性能を測定する場合)	利用上支障のないこと。																				
寸法	(単位 : mm) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">表示寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木口の短辺及び木口の長辺</td> <td rowspan="2">仕上げ材</td> <td>75 未満</td> <td>+1.0 -0</td> </tr> <tr> <td>75 以上</td> <td>+1.5 -0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 長</td> <td rowspan="2">未仕上げ材</td> <td>75 未満</td> <td>+制限無し -0</td> </tr> <tr> <td>75 以上</td> <td>+制限無し -0</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>+制限無し -0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		表示寸法との差		木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75 未満	+1.0 -0	75 以上	+1.5 -0	材 長	未仕上げ材	75 未満	+制限無し -0	75 以上	+制限無し -0				+制限無し -0
区 分		表示寸法との差																			
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75 未満	+1.0 -0																		
		75 以上	+1.5 -0																		
材 長	未仕上げ材	75 未満	+制限無し -0																		
		75 以上	+制限無し -0																		
			+制限無し -0																		
材面の美観	表示は任意とする。																				

※この基準の判定は不良面について行う。

※木材には人工乾燥後 2 週間程度の養生期間を取ることを原則とする。

3 内装材

区分	内装材								
含水率	未仕上げ材GD-15 (15%以下) GD-18 (18%以下) 仕上げ材 GSD-15 (15%以下) GSD-18 (18%以下)								
寸法	(単位：mm) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巾</td> <td>+0.5 -0</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>+0.3 -0</td> </tr> <tr> <td>材長</td> <td>+制限無し -0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	表示寸法との差	巾	+0.5 -0	厚さ	+0.3 -0	材長	+制限無し -0
区分	表示寸法との差								
巾	+0.5 -0								
厚さ	+0.3 -0								
材長	+制限無し -0								
材面の美観	表示は任意とする。								

別記 2-1

曲げ性能の区分について

曲げ性能の区分については、測定した数値が、次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ同表の曲げヤング係数の欄に掲げる数値を満たすものであること。

【通常の場合】

等級	曲げヤング係数 (GPa 又は 10^3N/mm^2)
GE-50	3.9以上 5.9未満
GE-70	5.9以上 7.8未満
GE-90	7.8以上 9.8未満
GE-110	9.8以上 11.8未満
GE-130	11.8以上 13.7未満
GE-150	13.7以上

【同一荷口に複数等級が混在する場合】

等級	曲げヤング係数 (GPa 又は 10^3N/mm^2)
GE-50以上	3.9以上
GE-70以上	5.9以上
GE-90以上	7.8以上
GE-110以上	9.8以上
GE-130以上	11.8以上